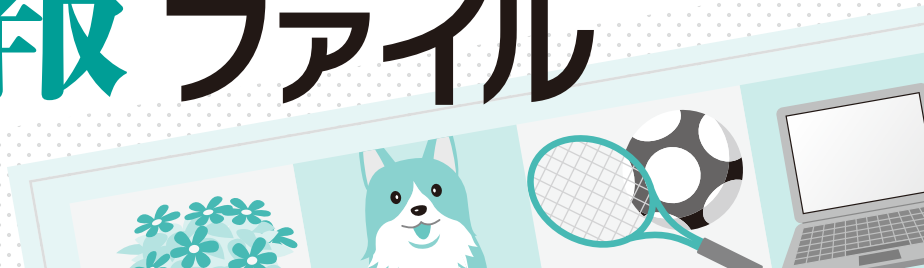


情報ファイル

information file



国保

**国民健康保険税
第1期・第2期は
仮算定による税額です**

平成26年度の国保税は、年8回に分けて納めていただきますが、4月時点では前年中の所得金額および固定資産税額が確定していないため、国保税を算定することができません。

そこで、国保税が確定する第3期までは、暫定的に平成25年度の年税額（年度途中から加入した世帯の場合は、1年間に換算した額）の8分の1相当額（1期あたり）を税額として納めていただきます。

これを仮算定といえます。仮算定（第1・2期）の納税通知書は、4月中旬に送付する予定です。

もし、平成26年度の国保税が平成25年度の年税額の2分の1に相当する額に満たないと思われる場合は、税額の修正を申し出ることができます。

問合せ先

困市民窓口グループ

☎5211111（内線261・

262）

一部負担金の減免・徴収猶予

災害や、事業の休廃止などにより生活が困難になったとき、国民健康保険では、病院などの窓口での自己負担額（一部負担金）が、減免などされる制度を実施しています。

対象となる方 一部負担金の支払い義務を負う世帯主または世帯に属する方が、①～③のいずれかに該当したことにより、資産および能力の活用を図ったにもかかわらず、生活が困難になった場合において、申請により必要があると認められるときは、一部負担金の減額、免除、徴収猶予を行います。

① 震災、風水害、火災そのほかこれに類する災害により死亡したとき、心身障がい者となったとき、または資産に重大な損害を受けたとき

② 干ばつ、冷害などによる農作物の不作などの理由により収入が著しく減少したとき

③ 事業または業務の休廃止、失業により収入が著しく減少したとき

※ただし、条件により対象とならない場合がありますので、詳しくは市民窓口グループへ問い合わせてください。

問合せ先

困市民窓口グループ

☎5211111（内線261・

262）

医療

子ども医療費受給者証

平成22年1月診療分から、子ども医療費助成枠を、0歳から中学校卒業年（15歳）の3月31日までに拡大しています。

今年度から小学校へ入学する子どもがいる家庭に、入学後に使用できる子ども医療費受給者証を3月中に送付しました。

（小学校入学前の子どもは、現在の子ども医療費受給者証をそのまま使用してください。年齢拡大後の新しい受給者証は、有効期限が切れる前に順次送付します。）

まだ受給者証が届いていない方は、市民窓口グループまで連絡してください。

なお、小学校就学に伴い障害者医療または母子家庭等医療の対象に切り替わる子どもについては、個別に通知しています。切り替えの申請が済んでいな

い方は、遅くとも4月中には切り替えの手続きをしてください。

また、有効期限が切れた子ども医療費受給者証は、市民窓口グループへ返還してください。

問合せ先

困市民窓口グループ

☎5211111（内線227・

217）

後期高齢者医療保険料 年金天引き開始

後期高齢者医療に加入している方は、4月の年金から天引き（特別徴収）される金額を4月上旬にお知らせします。

申し出により年金からの天引きを口座振替に変更した方は、保険料の納付が7月から始まります。

保険料は前年の本人の所得をもとに計算をしますが、4月から8月までの年金からの天引きでは、平成26年2月の年金天引きの額または前々年の所得をもとに仮計算された保険料額を納めていただきます。

問合せ先

困市民窓口グループ

☎5211111（内線227・

217）